

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 佐藤 元

## 秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

### 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第130条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同

条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。